

大王製紙健康保険組合
組合員 各位

大王製紙健康保険組合
理事長 棚橋 敏勝

大王製紙健康保険組合 規約の改定について

令和 8 年 7 月 28 日 (火) に開催しました第 171 回組合会において、当健康保険組合の任意継続者制度について定める当組合規約が改定されましたので、健康保険法施行令第 3 条第 2 項に基づき公告します。

記

新(変更後)	旧(変更前)
第 1 条～第 43 条 (略) (標準報酬) 第 43 条の 2 被保険者の報酬月額につき、法第 41 条第 1 項若しくは第 42 条第 1 項の規定により算定することが困難であるとき、又は法第 41 条から法第 43 条までの規定により算定した額が著しく不当であるときは、理事会の定める方法により算定する。 <u>2 法第 47 条第 1 項第 1 号に掲げる額が同項第 2 号に掲げる額を超える任意継続被保険者については、法第 47 条第 2 項の規定に基づき、被保険者の資格を喪失したときの標準報酬月額とする</u> <u>附 則</u> <u>(施行期日)</u> <u>この規約は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。</u>	第 1 条～第 43 条 (略) (標準報酬) 第 43 条の 2 被保険者の報酬月額につき、法第 41 条第 1 項若しくは第 42 条第 1 項の規定により算定することが困難であるとき、又は法第 41 条から法第 43 条までの規定により算定した額が著しく不当であるときは、理事会の定める方法により算定する。 (新設)

以 上